

議案第 5 2 号

あきる野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 8 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 7 号）が施行されることに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年あきる野市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 9 月 2 4 日）から施行する。